

議案第25号

磐田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

磐田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

磐田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年磐田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「夜間勤務手当及び期末手当」を「夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条中「夜間勤務手当及び期末手当」を「夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に、「期末手当については」を「期末手当及び勤勉手当については」に改める。

第6条第2項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

磐田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当及び期末手当</u>を支給し、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、<u>報酬及び期末手当</u>を支給する。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の手当)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当及び期末手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、<u>期末手当</u>については、任期が6月未満の者その他規則で定める者にあつては支給しない。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>期末手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他規則で定める者にあつては支給しない。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>を支給し、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、<u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の手当)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、任期が6月未満の者その他規則で定める者にあつては支給しない。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他規則で定める者にあつては支給しない。</p>